官庁報告

官庁事項

国営多良間土地改良事業（農業用用排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営多良間土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年４月24日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営多良間土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

令和８年４月24日から令和８年５月15日まで

３　縦覧場所

内閣府沖縄総合事務局のウェブサイト

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　高松　論

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	八号
(三) 占用を制限する区域	富山県下新川郡入善町椚山一番九から同町上野二五九五番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月二十五日
(七) 図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

国家試験

令和８年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和８年５月24日に施行する令和８年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和８年４月24日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試験場）
関東財務局	①東京都杉並区永福１丁目９番１号　明治大学（和泉キャンパス） ②神奈川県横浜市港北区日吉４丁目１番１号　慶應義塾大学（日吉キャンパス）
近畿財務局	大阪府吹田市片山町２丁目５番１号　大和大学
北海道財務局	北海道札幌市白石区東札幌６条１丁目１番１号　札幌コンベンションセンター
東北財務局	宮城県仙台市若林区卸町２丁目15番地の２　産業見本市会館サンフェスタ
東海財務局	愛知県名古屋市昭和区八事本町101番地の２　中京大学（名古屋キャンパス）
北陸財務局	石川県金沢市尾山町９番13号　金沢商工会議所
中国財務局	広島県広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
四国財務局	香川県高松市春日町960番地　高松大学
九州財務局	熊本県熊本市中央区大江２丁目５番１号　熊本学園大学
福岡財務支局	福岡県福岡市東区和白東３丁目30番１号　福岡工業大学
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和８年３月17日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年４月24日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

令和６年発生　直轄災害復旧事業　氷見地区

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人吉波佳希の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年４月24日　岡山地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告